

産業廃棄物処分業許可証

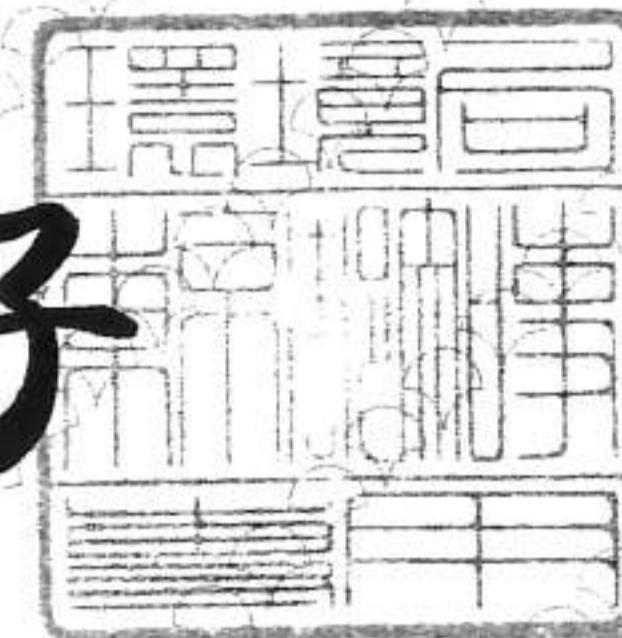
住所 東京都大田区京浜島二丁目6番10号

氏名 株式会社大龍金属
代表取締役 大野 三智雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 6月25日

許可の有効年月日 令和 8年 6月24日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

ア 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上7種類)
イ 圧縮 : 廃プラスチック類、紙くず、金属くず (以上3種類)

2. 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面参照）

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目6番10号

3. 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4. 許可の更新・変更の状況

平成 13年 6月 25日 新規許可
令和 3年 6月 25日 更新許可 第4回

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面有り)

(裏面)

許可番号 第13-20-003067号

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目6番10号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.40(t/日)	4.44(t/日)	平成12年8月15日	-----	-----
	紙くず	4.16(t/日)				
	木くず	4.96(t/日)				
	繊維くず	4.24(t/日)				
	ゴムくず	3.92(t/日)				
	金属くず	4.24(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.48(t/日)				
圧 縮	廃プラスチック類	14.4(t/日)	24.0(t/日)	昭和57年4月1日	-----	-----
	紙くず	12.0(t/日)				
	金属くず	48.0(t/日)				
圧 縮	廃プラスチック類	8.06(t/日)	13.4(t/日)	平成8年3月31日	-----	-----
	紙くず	6.72(t/日)				
	金属くず	26.8(t/日)				

(以下余白)





産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区京浜島二丁目6番10号

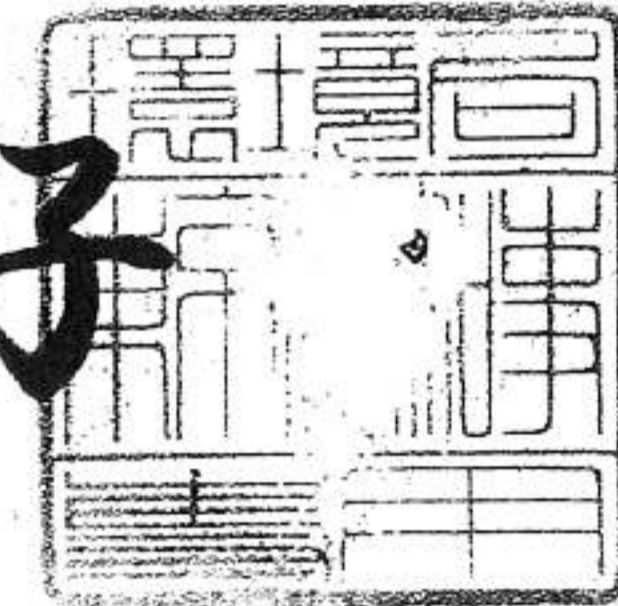
氏名 株式会社大龍金属
代表取締役 大野 三智雄



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 6月25日

許可の有効年月日 平成35年 6月24日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬(積替え保管を含む)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉋さい、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む)

(以上15種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉋さい、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

(以上11種類)

2 積替え保管施設 (詳細は裏面のとおり)

住所：東京都大田区京浜島二丁目6番10号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

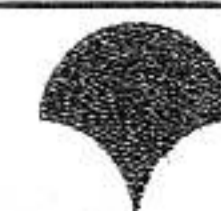
4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 6月 25日 新規許可
平成 30年 6月 25日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号

第13-10-003067号

2 積替え保管施設

住所：東京都大田区京浜島二丁目6番10号 積替え保管面積：1,002m² 最大保管高さ：0.978m

産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻	ドラム缶2本 : 0.4 m ³
汚泥	ドラム缶2本 : 0.4 m ³
廃油	ドラム缶9本 : 1.8 m ³
廃酸	ドラム缶6本 : 1.2 m ³
廃アルカリ	ドラム缶2本 : 0.4 m ³
動植物性残さ	ドラム缶3本 : 0.6 m ³
鋳さい	1.4m ³ 鉄箱1個 : 1.4 m ³
がれき類	1.4m ³ 鉄箱4個 : 5.6 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る）	ペール缶10個 : 0.247m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る）	0.1143m ³ プラケース10個 0.09245m ³ プラケース2個 : 1.32 m ³
	保管量合計 : 13.367m ³

(以下余白)



産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区京浜島二丁目6番10号

氏名 株式会社大龍金属

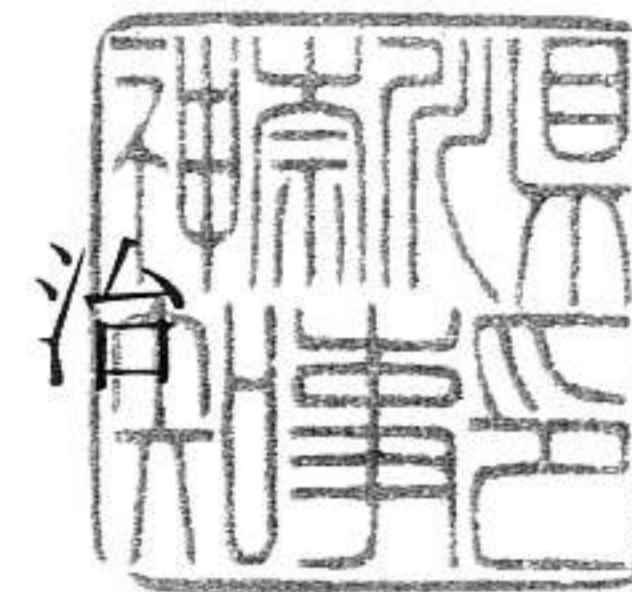


〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕 代表取締役 大野 三智雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩 祐治



許可の年月日 令和 元年 11月 11日
(初回許可年月日 平成 11年 8月 30日)
許可の有効年月日 令和 6年 8月 29日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、鋳さい、がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注1）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 元年11月11日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。



神奈川県

令和 3年 1月18日

指令産廃第9-1339号

許可番号 01101003067

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 東京都大田区京浜島二丁目6番10号

氏名 株式会社 大龍金属

代表取締役 大野 三智雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 1月18日

許可の有効年月日 令和 7年11月27日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻

汚泥(#1)

廃油

廃プラスチック類(*) (#1)

紙くず

木くず

繊維くず

動植物性残さ

ゴムくず

金属くず(#1)

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)

鉱さい

がれき類(*)

以上13種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成12年11月28日	指令中環第6-161号	新規許可
平成22年 7月22日	—	変更届（代表者）
平成22年12月 9日	指令産廃第9-1001号	更新許可
平成28年 1月13日	指令産廃第9-1072号	更新許可
令和 3年 1月18日	指令産廃第9-1339号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

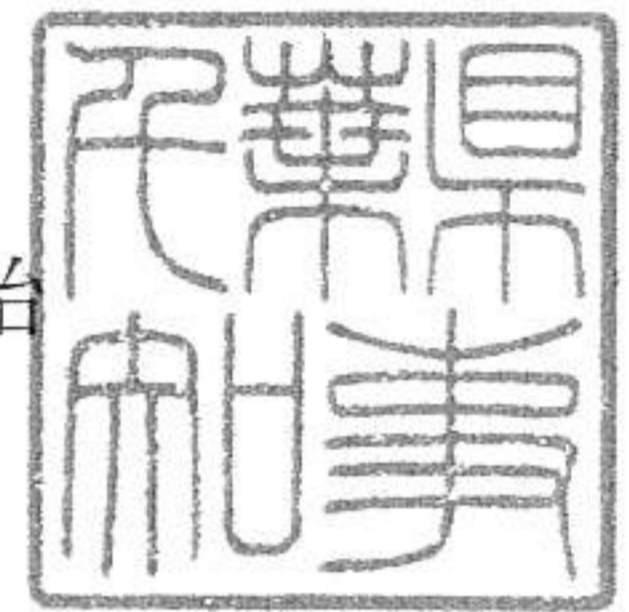
住 所 東京都大田区京浜島二丁目6番10号

氏 名 株式会社 大龍金属
代表取締役 大野 三智雄



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成30年9月7日

許可の有効年月日 平成35年6月24日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 汚泥, ウ 廃油, エ 廃酸, オ 廃アルカリ, カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, キ 紙くず, ク 木くず, ケ 繊維くず, コ 動植物性残さ, サ ゴムくず, シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, ス ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, セ 鉋さい, ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成15年6月25日 新規許可

平成30年9月7日 更新許可・変更届（役員変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。